



丸亀市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月24日

丸亀市監査委員 岸 上 直 美

丸亀市監査委員 大 西 浩

公
印

財政援助団体等監査結果報告書

～令和7年度財政援助団体等監査～

令和8年3月

丸亀市監査委員

監査対象団体 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査)
- 2 監査対象 令和6年度に支出したカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社への指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 令和7年9月8日から9月26日
- 4 監査執行日 令和7年9月29日

5 指定管理委託料の概要

名 称	市民交流活動センター指定管理委託料	
指定管理委託料	令和6年度	129,700,000円
	令和5年度	129,700,000円
所 管 課	協働推進部地域づくり課(旧市民生活部生涯学習課)	

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

(2) 事業

この会社の目的は、様々な事業を展開する企業の株式を保有し、その事業活動を支配・管理すること。具体的には、フランチャイズシステムを活用した書籍、雑誌、文房具、玩具、ソフトウェア、電子機器などの販売・賃貸・リース、コンサルティング、経営指導、情報提供を行う。また、映像・音楽・ゲームソフトの企画・制作・販売、物流サービス、飲食・宿泊・娯楽施設の経営、不動産売買、広告・通信販売、保険代理、金融サービス、労働者派遣、職業紹介、旅行業、出版業、キャラクター商品の企画販売など多岐にわたる事業を行う。さらに、これらに関連する一切の業務を展開することも可能とする。

(3) 事務所の所在地

大阪府枚方市岡東町12番2号

(4) 役員等

取締役(20名以内、うち1名を代表取締役、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名)、監査役(5名以内)

(5) 会議

株主総会、取締役会

7 監査方法

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社への令和6年度の指定管理委託料にかかる出納その他の事務の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

指定管理委託料にかかる出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第14項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

【指定管理委託料に関する事項】

- 小規模な修繕について市外業者が施工しているが、協定書第8条第1項第2号に基づき小規模な修繕では特段の事情を除き、市内業者を使うこと。
- 感熱紙レシートによる領収書を会計証拠書類として保存する場合は、経年劣化により印字が消える恐れがあるため、対応を検討すること。
- 会計証憑としてレシートの画像データがあるが原本添付がない。支出の根拠となるべき資料は原本を保存しておくべきである。
- 市民交流活動センター職員以外の者に対する旅費支給について。民間手法の活用を期待しての指定管理者選定であり、指定管理者が持つノウハウは事業者側が準備するものという認識から違和感を覚える。

II 検討すべき事項(意見)

【指定管理委託料に関する事項】

- 指定管理業務要求水準書では、他の会計と区分して経理し、別の会計帳簿を設け管理することとしている。指定管理業務の会計区分を明確化するために通帳での管理が望ましい。
- (備品台帳) 品名のところに保管場所が記入されている状態になっている。一目でどこにあるかわかるようにするため、保管場所の欄に入力し管理しやすくしていただきたい。
- 協定書第8条第2項第9号に基づき、災害時の市との連携・協力に関する業務として避難所が開設するまでの間、避難者の受け入れを行うことになっている。災害時業務の対応についての訓練を行うこと。

監査対象団体 「住みたくなるまち土器」土器コミュニティ

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 令和6年度に支出した「住みたくなるまち土器」への補助金及びコミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 令和7年8月21日から9月10日
- 4 監査執行日 令和7年9月11日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	土器地区コミュニティ運営助成	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	令和6年度	3,474,300 円
	令和5年度	3,483,200 円
所 管 課	協働推進部地域づくり課(旧市民生活部生活環境課)	
名 称	土器地区防災士支援事業	
交 付 根 拠	丸亀市自主防災力強化事業補助金交付要綱	
補 助 目 的	自主防災組織の中心となって活動するリーダー等の防災士資格の取得に必要な研修(日本防災士機構が認証した研修機関による研修)に係る経費を補助する。	
交 付 額	令和6年度	44,000 円
	令和5年度	44,000 円
所 管 課	市長公室危機管理課	
名 称	地域防災・減災活動支援事業補助金	
交 付 根 拠	丸亀市自主防災力強化事業補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域における防災力の向上のため、自主防災組織が主体となって行う防災・減災活動等に係る経費の支援事業等、地域防災力を強化するための事業に対し、予算の範囲内において補助する。	
交 付 額	令和6年度	100,000 円
	令和5年度	— 円
所 管 課	市長公室危機管理課	

名 称	土器コミュニティセンター指定管理料	
指定管理委託料	令和 6 年度	8,619,069 円
	令和 5 年度	8,436,183 円
所 管 課	協働推進部地域づくり課(旧市民生活部生活環境課)	

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

土器地区住民の自主性と相互の信頼感に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活を目指して、心ふれあう住みよい豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

- ① 啓発活動の積極的推進
- ② 健康づくり運動及びレクリエーションの推進
- ③ 生活改善及び保健栄養思想の普及と推進
- ④ 地域環境対策推進と地域文化の向上
- ⑤ 社会福祉の増進及びコミュニティづくり
- ⑥ 教育文化活動と健全な青少年育成の推進
- ⑦ 自治会、関係機関、諸団体との連絡、運営、調整並び諸事業に対する協力
- ⑧ コミュニティセンター管理運営に関する業務
- ⑨ 地域の安心安全に関する業務
- ⑩ 前各号のほか、本会の目的達成のために必要な事項

(3) 事務所の所在地

丸亀市土器町東七丁目 160 番地 丸亀市土器コミュニティセンター内

(4) 会員

土器地区地域内の住民、関係諸機関及び諸団体

(5) 役員

会長 1 名、副会長 3 名、事務局長 1 名、書記 1 名、会計 1 名、監事 2 名、幹事若干名、
部会長 9 名

(6) 会議

総会、五役会、役員会、部長会、部会、特別委員会、自主防災会

7 監査方法

令和 6 年度に支出した補助金及び土器コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料にかかる出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第14項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

【指定管理委託料に関する事項】

- 戻入が発生した際にはその根拠が分かる資料を添付すること。
- 部屋利用料について、領収書欄に記載はあるものの、原本が添付されていない不備が見られた。また、別の月では後日精算した少額分に関する支出票の写しが欠落しており、関連書類の保存・添付が不十分であった。
- 図書室は、常に誰もが使用できるように占有的な使用は認めないこと。

II 検討すべき事項(意見)

【指定管理委託料に関する事項】

- 公印使用簿・休暇簿を作成し、管理すること。
- 時間外勤務・休暇について
 - ・時間外勤務はその都度、承認し押印するようにすること。
 - ・所長の休日出勤が多く、またその代休が取れていない。
 - ・働き方改革により、年5日の年休を労働者に取得させることが使用者の義務となっている。〔労働基準法〕
- 公文書の記載誤りは、修正テープではなく、二重線で見え消しをする。
- 使用許可申請書の下段に使用許可日が記載されていない。記載すること。

【補助金等に関する事項】

- 支出費目・用途について
 - ・来客用コーヒーやガムシロップ、お茶などの食品を誤って消耗品費で処理している。今後は適正な費目で支出するよう改善すること。
 - ・餅やゆであずきなど、用途が分かりにくいものは摘要に用途等を記載すること。

監査対象団体 「富熊校区コミュニティ協議会」 富熊コミュニティ

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 令和6年度に支出した「富熊校区コミュニティ協議会」への補助金及びコミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 令和7年8月21日から9月10日
- 4 監査執行日 令和7年9月11日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	富熊地区コミュニティ運営助成	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	令和6年度	2,023,900 円
	令和5年度	2,250,900 円
所 管 課	協働推進部地域づくり課(旧市民生活部生活環境課)	
名 称	富熊地区敬老会	
交 付 根 拠	丸亀市敬老事業補助金交付要綱	
補 助 目 的	地区コミュニティが行う、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、その長寿をお祝いすることを目的とする事業に対し、予算の範囲内で補助する。	
交 付 額	令和6年度	345,116円
	令和5年度	367,422円
所 管 課	健康福祉部高齢者支援課	
名 称	富熊地区地域防災・減災活動支援事業	
交 付 根 拠	丸亀市自主防災力強化事業補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域における防災力の向上のため、自主防災組織が主体となって行う防災・減災活動等に係る経費の支援事業等、地域防災力を強化するための事業に対し、予算の範囲内において補助する。	
交 付 額	令和6年度	100,000 円
	令和5年度	120,000 円
所 管 課	市長公室危機管理課	

名 称	富熊地区防災士育成支援事業	
交付根拠	丸亀市自主防災力強化事業補助金交付要綱	
補助目的	自主防災組織の中心となって活動するリーダー等の防災士資格の取得に必要な研修(日本防災士機構が認証した研修機関による研修)に係る経費を補助する。	
交付額	令和6年度	22,000円
	令和5年度	22,000円
所管課	市長公室危機管理課	
名 称	富熊コミュニティセンター及び富熊コミュニティセンター分館(ゆうとぴあ綾歌)指定管理料	
指定管理委託料	令和6年度	14,379,606円
	令和5年度	15,048,975円
所管課	協働推進部地域づくり課(旧市民生活部生活環境課)	

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

富熊地区住民の自主性と協調に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活を営む楽しい街づくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

- ① 啓発活動の積極的推進
- ② 健康づくり運動及びレクリエーションの推進
- ③ 生活改善及び保健衛生思想の普及と推進
- ④ 地域環境対策推進と文化の向上
- ⑤ 社会福祉の推進及びコミュニティ作り
- ⑥ 教育文化活動と健全な青少年育成の推進
- ⑦ 自主防災事業を行うため、自主防災会を組織する
- ⑧ 自治会、関係機関、諸団体との連絡、運営、調整及び諸事業に対する協力
- ⑨ 指定管理運営業務
- ⑩ 前各号のほか、本会の目的達成のために必要な事項

(3) 事務所の所在地

丸亀市綾歌町富熊 1192 番地 1 丸亀市富熊コミュニティセンター内

(4) 会員

富熊地区内の住民、関係諸機関及び諸団体

(5) 役員

会長 1 名、副会長 3 名、書記 2 名、会計 1 名、監事 2 名、各分会部長 5 名、各分会副部長各部 2 名以内、各分会書記 5 名、事務局長 1 名

(6) 会議

総会、自治会長会、役員会、運営委員会、部会、特別委員会、自主防災会

7 監査方法

令和 6 年度に支出した補助金及び富熊コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料にかかる出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第14項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

【指定管理委託料に関する事項】

- 非常勤職員の休暇日数が、令和 5 年度の休暇残日数と、6 年度の休暇日数を合わせた日数になっていない。また、所長(会長)決裁印は日ごとに承認し、押印すること。
- 図書室は常に誰もが利用できるよう、占有的な使用は認めないこと。
- 支出について
 - ・会長報酬を指定管理費から支出しているが、コミュニティ会計で支出すべきものである。
 - ・4月分のコミュニティとゆうとぴあの中讃ケーブルビジョンへの支払について、インターネット通信料とケーブル使用料が混在しているため、今後は通信運搬費、使用料に分けて支払すること。また、インターネット料金の支出が分かるものとして、通帳の写しを添付すること。
- 消防設備保守点検業務契約にあたっての見積書が会社名で出ているのに対し、契約書は個人名で交わしている。契約名義は統一すること。

【補助金等に関する事項】

- 切手受払簿で毎月末の残数確認を実施しておらず、前期末残数に不一致の月がある。また、切手購入額と内訳が合致しておらず、内訳・用途の記載漏れがあった。
- 購入した切手を複数の費目から分けて支出する際は、請求書をコピーしたうえで支出部分に分かるようにし、それぞれの費目より支出すること。
- 富熊コミュニティまつり支度金の支出について、請求・領収者欄に個人名しか記載がないので、役職名を合わせて記入すること。また報告書類を添付すること。
- サツマイモ収穫時の重機使用料の領収書を添付しておくこと。

Ⅱ 検討すべき事項(意見)

【指定管理委託料に関する事項】

- 公文書に誤りがあった場合は、修正テープを使用せず見え消しで訂正印を押すこと。
- 雇用通知書の休暇欄に、特別休暇の記載がないので記載すること。
- 所長の休暇が取れていないようである。働き方改革により、年5日の年休を労働者に取得させることが使用者の義務となっている。〔労働基準法〕

【補助金等に関する事項】

- 支払い調書については消耗品と雑費の振分がおおまかすぎるので、費目を作るなどして、適切な費目で支出すること。